

福岡市土木工事における週休2日工事実施要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そこで、福岡市においても建設業界の週休2日を推進するため、土木工事における週休2日の実施にあたり必要な事項について実施要領として定めるもの。

2. 定義

(1) 現場閉所

1) 週休2日

① 通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

③ 週単位（完全週休2日）

対象期間において、全ての週で1週間のうち2日以上（原則、土日）の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、1週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

2) 現場閉所及び現場閉所率

現場閉所とは、1日を通して現場での作業（現場事務所での事務作業を含む）を行っていない状態をいう。なお、巡回パトロールや保守点検など現場管理上必要な作業のみ行った場合は現場閉所とみなす。

また、対象期間（通期または月ごと）における現場閉所日数の割合を現場閉所率という。

(2) 交替制

1) 週休2日

現場閉所による週休2日が困難な工事において、現場は閉所せずに、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日の休日確保に取り組むものである。

① 通期

通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組み

② 月単位

対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保する取組みをいう。

③ 週単位（完全週休2日）

対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら2日以上の日を確保する取組をいう。

2) 休日率

休日率とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合をいう。

なお、当該工事に従事した期間が1週間に満たない技術者及び技能労働者は対象外とする。

(3) 対象期間

工事開始日から工事完成日までの期間（工期）をいう。なお、以下に示す期間は、対象期間には含まない。

- ・年末年始休暇6日間
- ・夏季休暇3日間
- ・工場製作のみを実施している期間
- ・工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・災害対応など受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる場合などで対象期間として取り扱うことが適当でない期間

なお、工期内において発注者があらかじめ対象外とする期間や、休日や対象期間外において現場作業を余儀なくされる期間等は、可能な限り調整を行い、必要最小限の期間となるよう努める。

3. 対象工事

福岡市が発注する土木工事に適用する。ただし、以下の工事は除く。

- ①緊急を要する工事（災害復旧工事など）
- ②実作業日数が5日未満の工事
- ③各週の作業が5日未満の工事

4. 対象工事である旨の明示

現場説明書及び特記仕様書に、当該工事が週休2日工事（現場閉所または交替制）である旨を記載するものとする。

記載内容については、別記1の「現場説明書等における記載例」を参考にするものとする。

5. 発注方法

月単位（現場閉所型）による発注を基本とする。

ただし、現場条件等により当初から週単位の週休2日を行うことができる場合は、週単位（現場閉所型）による発注も可能とする。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難であると発注者が考える工事については、交替制による週休2日を行うこととし、月単位（交替制）による発注者指定方式による発注を基本とする。

6. 積算方法等

(1) 補正係数

週休2日の確保に取組む工事において、対象期間中の現場閉所（休日率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上は、別紙1「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」及び別紙2「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。

現場閉所型	週単位 (完全週休2日)	月単位	通期
労務費	1.02	1.02	—
共通仮設費率	1.02	1.01	—
現場管理費率	1.03	1.02	—

交替制	週単位 (完全週休2日)	月単位	通期
労務費	1.02	1.02	—
現場管理費率	1.03	1.02	—

(2)補正方法

工事着手前においては、受注者から月単位を週単位への変更、交替制を現場閉所型への変更（または現場閉所型を交替制への変更）を希望する場合、受発注者間で協議し「6(1)補正係数」により変更することができる。

工事施工後においては、「(3)達成判断」による達成状況に基づいて補正係数の変更を行うものとする。例えば、現場閉所型の月単位で発注した場合、週単位の達成が確認できた場合、6(1)の週単位の補正係数により増額変更し、通期単位の達成にとどまった場合、6(1)の通期の補正係数により減額変更する。

(3)達成判断

「7. 達成状況の確認方法」の確認により以下の条件を満たす場合、その実施内容が達成できていると判断する。

1) 現場閉所

①通期

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準であったと認められた場合。

②月単位

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率が28.5%（8日/28日）の水準であったと認められた場合。

ただし、対象期間内で暦上の土曜日・日曜日の合計が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に達成しているものとみなす。

③週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、1週間のうち2日以上（原則、土日）の現場閉所を行ったと認められた場合。

ただし、対象期間内であっても、対象外期間等により7日間に満たない週は達成判断の対象に含まないものとする。

なお、受注者の責によらず、予定していた現場閉所日に施工を行わずを得ない場合は、事前に監督員と協議したうえで、同一週で現場閉所日を振り替えることができるものとする。振り替えの設定において、現場条件等によりその設定が困難な期間については、受発注者協議により「2(3)対象期間」から除くことができるものとする。

2) 交替制

①通期

対象期間内の休日率が、28.5%（8日/28日）以上の水準であったと認められた場合。

②月単位

対象期間内の全ての月で、休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準であったと認められた場合。

③週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週で、休日率が28.5%（2日/7日）以上の水準であったと認められた場合。

7. 現場閉所・休日の確認方法

(1)週間工程表等の場合

① 工事着手前

- ・受注者は、施工計画書に現場閉所・休日（以下「現場閉所等という」）の状況を確認するために提出する資料（週間工程表や作業日報等、（以下、「週間工程表等」という。）を記載する。

② 工事着手後

- ・受注者は、現場閉所等の状況が確認できる週間工程表等を提出する。
- ・発注者は、週間工程表等により現場閉所等の状況を確認する。現場閉所等の状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
- ・発注者は、週間工程表等に基づき、「計画・実施報告書」の実施を記入し、受注者に確認する。

(2)計画・実施報告書の場合

① 工事着手前

- ・受注者は、「計画・実施報告書」に現場閉所等の計画を入力し、発注者へ提出する。

② 工事着手後

- ・発注者は、「計画・実施報告書」の計画を基に現場閉所等の状況を確認する。現場閉所等の状況が十分でない場合は、受発注課間で調整を行い改善に取り組む。
- ・受注者は、「計画・実施報告書」に実績を入力し、発注者へ提出する。

(3)その他留意事項

- ・発注者は、現場閉所等の状況確認を月1回程度行うものとする。
- ・発注者は、現場閉所等の状況確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

8. 工事成績評定の取扱い

(3)達成判断に基づく実施内容に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日を促進するため通期でも週休2日が達成出来なかった場合は、工程管理において、休日の確保の取り組みが不十分であることを踏まえ総合評価を行う。

9. 休日の確保を推進するための発注者の配慮

発注者は、受注者が円滑に週休2日工事を実施できるよう、以下の事項に配慮する必要がある。

(1) 週休2日工事を妨げるような指示等は行わないものとする。

(2) 受注者からの協議等には速やかに対応するものとする。（ワンデーレスポンスの徹底）

(3) 適切な工期の設定に努めるものとする。

附則

- 適用・平成31年 4月 1日
- 適用・令和 2年 4月 1日
- 適用・令和 3年 4月 1日
- 適用・令和 3年10月 1日
- 適用・令和 4年 8月 1日
- 適用・令和 5年 4月 1日
- 適用・令和 6年 4月 1日
- 適用・令和 6年 5月 1日
- 適用・令和 6年10月 1日
- 適用・令和 7年 2月20日
- 適用・令和 8年 4月 1日

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交代制	
		月単位	週単位	月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

現場説明書等における記載例

①現場説明書

本工事は、発注者が月単位の週休2日に取り組みむことを指定する週休2日工事である。

②特記仕様書

第〇条 週休2日工事

(1) 週休2日工事の対象について

本工事は週休2日工事の対象工事であり、週休2日を前提とした工期を設定している。

(2) 実施内容について

月単位の週休2日に取り組みむことを指定して実施（少なくとも通期の週休2日に取り組みむこと）

(3) 費用補正について

月単位の4週8休以上を前提に補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認し、週単位の週休2日を達成した場合は、週単位の週休2日の補正係数に増額変更するものとし、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を除いた請負代金額に減額変更を行うものとする。

補正係数は、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」を参照すること。

(4) 実施について

実施にあたっては、「福岡市土木工事における週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。

ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術管理関連>公共工事の技術管理>週休2日工事